

社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会 障害者生活介護事業 飯綱町デイサービスセンター ふれあいの園 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会が開設するデイサービスセンター「ふれあいの園」(以下「事業所」という。)が行う生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係飯綱町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : 飯綱町デイサービスセンター ふれあいの園
- (2) 所在地 : 長野県上水内郡飯綱町大字芋川181番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 1名

事業所の管理全般及び従業者に運営基準を遵守させ、業務に対する適切な助言及び指導を行う。

- (2) 生活相談員 : 3名以上

利用申し込みに関わる調整と、他の従業者との協働で生活介護計画の作成と実施運営を行う。

- (3) 看護職員 : 2名以上

利用者の心身の状態を判断し、その日のサービス内容を調整しながら、他の従事者と協働し適切なサービスを提供する。

- (4) 介護職員 : 6名以上

利用者の生活援助を中心としたサービスを提供する。

- (5) 機能訓練指導員 : 1名以上

利用者の残された生活能力に最大限着目し、維持改善を図る。

- (6) 調理員 : 1名

食の楽しみを大切にした献立を立案・調理する。

(7) 運 転 手：1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から日曜日までとする。年末年始（12月31日から1月3日まで）と、事業所の指定する日を除く。

(2) 営業時間 ① 通常 午前9時～午後5時
② 延長 午前7時～午前9時 午後5時～午後7時

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は、2名とする。

但し、老人デイサービス利用者とあわせて、40名を超えないものとする。

(指定生活介護の内容)

第7条 指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事・入浴・排泄等の介護
- (3) 日常生活上の支援
- (4) 軽作業等の生産活動
- (5) 創作的活動
- (6) (2)～(5)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護を実施するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 サービスの利用に当たっては、主治医等の診断と日常生活上の留意事項や、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第9条 基準該当生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該基準該当生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない基準該当生活介護を提供した際は、支給決定障害者から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を飯綱町特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

- (1) 食事代は、1日750円を徴収する。
- (2) おむつ代は、使用した枚数の実費を徴収する。
- (3) 時間外の利用料は、30分当たり400円とする。
- (4) その他、生活介護が提供する便宜の内、日常生活においても通常必要となるものに関

わる費用であり、かつその利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用について実費徴収する。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は飯綱町内とする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額(令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。)を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を飯綱町に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 指定生活介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(主たる対象者の障害の種類)

第14条 事業の主たる対象者とする障害の種類

身体障害者・知的障害者

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者への虐待防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は擁護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに町に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第 16 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）身体拘束等の適正化のための指針の整備
- （2）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
- （3）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

（苦情解決）

第 17 条 提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した基準該当生活介護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により飯綱町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは基準該当生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して飯綱町が行う調査に協力するとともに、飯綱町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した基準該当生活介護に関し、法第 11 条第 2 項の規定により長野県が行う報告若しくは基準該当生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して長野県が行う調査に協力するとともに、長野県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した基準該当生活介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により長野県知事又は飯綱町長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは基準該当生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して長野県知事又は飯綱町長が行う調査に協力するとともに、長野県知事又は飯綱町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

（ハラスメントの対策）

第 18 条 事業所は、カスタマーハラスメントの防止及び発生時の対応については、ハラスメントの防止に関する規程に添い、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、従業員の資質の向上を図るために次のとおり研修を実施し、事業の円滑な運営を図る。

(1) 採用時研修：採用内定から1ヶ月間は研修期間とし、事業所が指定する研修を受ける。

(2) 現任研修：それぞれの職能、学術団体に所属し、継続的に研修を受講する。

2 職員は、その業務上知り得た障害者並びにその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ておかなければならない。

4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

5 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から2年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年10月1日から施行する。